

## 議 事（４）

登別市地域公共交通活性化協議会財務規程の制定について

## 登別市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、登別市地域公共交通活性化協議会規約（令和2年1月23日議決）（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、登別市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、北海道からの補助金、登別市からの負担金及び補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会計年度ごとに予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度途中において既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定めるもの以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は登別市地域公共交通活性化協議会事務局規程（令和2年1月23日決裁）第3条第2項に定める事務局長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 事務局長は、協議会の事務局職員から協議会の出納員（以下

「出納員」という。)を命ずることができる。

2 出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を処理する。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、登別市財務会計規則(平成2年規則第15号)の例により行うもとする。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行う。

(決算等)

第9条 会長は、会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第9条に規程する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。

別表 (第4条関係)

第1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 国庫補助金	1 補助金	1 補助金
2 道補助金	1 補助金	1 補助金
3 市負担金	1 負担金	1 負担金
4 市補助金	1 補助金	1 補助金
5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
6 諸収入	1 諸収入	1 雑入

第2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費